

「親子で作ろう郷土食」料理教室事業実施要領

1 目的

山梨県では、本県の食文化を形成する郷土食等のうち、特に次世代に継承すべきものを「やまなしの食」として認定し、支援を行うこととしている。

このため、「やまなしの食」の由来などを親子で学ぶとともに、「やまなしの食」が家庭で調理される機会を増やすことを目的に、親子参加による料理教室を実施し、本県食文化の継承の一助とする。

2 実施主体

事業の実施主体（以下、「事業者」という。）は、県内において活動する民間団体であって、郷土食等の食文化の継承に関して意識が高く、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体とし、県の委託を受け実施する。

3 事業内容

事業者が実施する事業は、次のとおりとする。

（1）参加者の募集

料理教室の実施について、広く周知を行い、参加者を募集すること。

（2）料理教室の実施

- | | | |
|---|-------|--|
| ア | 実施回数 | 2回 |
| イ | 対 象 | 原則県内に居住する親子 |
| ウ | 参加人数 | 1回あたり20組40名程度。 |
| エ | 内 容 | 次の2つの項目を実施する。
①家庭でも「やまなしの食」等を作ることができるような、調理方法についての調理実習
②参加者が関心をもてるような、「やまなしの食」等の由来などについての講義 |
| オ | 実施場所 | 本事業の実施が可能な県内施設 |
| カ | 講 師 | 次の要件を満たす講師であること。
①郷土食等に関する知識及び調理経験があること。
②料理教室等で講師の経験があること。 |
| キ | 食 材 | 参加人数分の食材を準備すること。 |
| ク | 資 料 | 「やまなしの食」等のレシピ、郷土食や地域農産物についての資料を用意し当日参加者に配布することで、参加者の関心を高め、理解を深める工夫をすること。 |
| ケ | 実施体制 | 食中毒予防とともに、包丁や火気を扱うため、主たる実演者の他、補助スタッフによる安全確保体制を整えること。（2テーブル（8名）につき補助スタッフ1名程度） |
| コ | 管理運営 | 提出した事業実施計画書（「親子で作ろう、郷土食」料理教室事業委託事業者募集要項」様式第2号）に従い、実施するものとし、講師の手配・連絡調整、会場の確保、参加者の出欠管理、実施に必要な食材・調理器具等の準備、その他実施に必要な調整を行うこと。 |
| サ | そ の 他 | 参加者から参加費の徴収は行わないこと。 |

(3) 委託期間 契約締結日から令和2年1月31日まで

(4) 事業実施にあたっての留意事項

ア 個人情報保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないように万全の注意を払うものとする。

イ 委託料対象経費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（調理体験の教材）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

ウ 本事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

エ 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報も含む）等については山梨県に帰属する。

オ 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県との協議の上、決定する。

4 委託先団体の公募

(1) 県は、事業を実施する事業者について、「親子で作ろう郷土食」料理教室事業委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)により公募する。

(2) 事業を実施しようとする事業者は、募集要項により事業実施計画書等応募書類を提出期限までに提出する。

5 委託契約の締結

県は、応募書類の提出があったときには、募集要項により内容を審査し、適当と認められる場合は予算の範囲内において事業者を選定のうえ、当該事業者と委託契約を締結する。

6 委託団体数 2団体

7 委託料

県の委託料は、1団体につき200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とする。

8 事業成果の報告

事業を受託した事業者（以下、「受託者」という。）は、受託事業が終了したときには、速やかに、実績報告書（様式第1号）を県に提出するものとする。

9 委託料の支払い

受託者は、8の実績報告書と併せて委託料請求書（様式第2号）を県に提出し、委託料の支払いを請求するものとする。

ただし、受託者は、委託経費の概算払いを必要とする場合は、委託料概算払請求書（様式第3号）により請求することができる。

10 委託の解除

県は、受託者が委託契約の内容に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、受託者に対して委託契約の解除や経費の全部または一部につ

いて返還を命じることができる。

11 事業内容の変更等

受託者は、事業の実施内容の主たる部分に係る変更を行おうとするときは、事前に委託内容変更協議書（様式第4号）により協議するものとする。

12 その他

- (1) 県は、受託者が実施した事業内容が当該事業目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講じるよう求めることができる。
- (2) 県は、委託事業の実施にあたり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) この要領に定めるものの外、必要な事項については別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和元年7月25日から施行する。